

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

紀北町長 様

空き家登録申請書

紀北町空き家情報登録制度設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり空き家バンクへ登録を申請します。

また、登録のための空き家の調査には、誠意を持って協力します。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、紀北町が協定を結んでいる社団法人三重県宅地建物取引業協会又は社団法人全日本不動産協会三重本部（以下「宅建団体」という。）に所属する媒介業者へ媒介を依頼します。併せて、宅地建物取引業団体への情報の提供に同意いたします。
- 2 登録内容は、別紙空き家登録カードのとおりです。
- 3 別紙空き家登録カードに記載された情報を、利用希望者への提供のほか、本事業の目的のために利用することに同意します。

添付書類 空き家登録カード、本人を確認するものの写し（運転免許証、パスポート、住民票、住民基本台帳カード、保険証等）

【申請者】

住 所	〒			
氏 名	㊞			
生 年 月 日	年	月	日	性 別 男 ・ 女
連 絡 先	自宅 () 携帯 () e-mail			

【代理人】

住 所	〒		
氏 名	㊞	申請者との関係	
連 絡 先	自宅 () 携帯 () e-mail		

注意事項

空き家バンクでは、紀北町が情報の提供や必要に応じて連絡調整は行いますが、空き家登録者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。

なお、媒介業者の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。